

「働いてもらい方改革」
企業展委託業務
プロポーザル公募要領

令和8年2月19日

岐阜県商工労働部産業人材課

「働いてもらい方改革」企業展委託業務

プロポーザル公募要領

企業の人手不足が深刻化する中、子育て中の方や高齢者など、短時間の労働やリモートワークであれば働ける方が多数存在することから、県では、企業が多様な働き方を積極的に受け入れ、生産性向上につなげる『働いてもらい方改革』を推進しています。

本業務では、新卒、第二新卒及び転職者に留まらず、多様な求職者を対象に、「働いてもらい方改革」に取り組む企業を中心とした合同企業展を開催し、求職者に企業を知ってもらう機会を設けるとともに、企業への「働いてもらい方改革」浸透を図ります。

については、委託先を決定する公募型プロポーザルを行いますので、参加事業者を募集します。

留意事項

令和8年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いません。また、本事業に係る国の雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）に係る協議が整わない場合も同様としますので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、岐阜県はその損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 委託業務名

「働いてもらい方改革」企業展委託業務

2 業務内容等

仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託費の上限

42,782,945円（消費税及び地方消費税込み）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することで、学生に県内企業の魅力を十分にアピールするためのイベントを実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、下記①から⑩までのすべての要件を満たすこと。共同体にあっては、すべての構成員が①から⑤、⑦～⑩までのすべての要件を満たし、代表構成員は⑥の要件を満たすこと。

また、構成員のうち少なくとも1者は⑩の要件を満たすこと。

- ① 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑨ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑩ 県税等の公租公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。
- ⑪ 過去5年間に、実開催による就職活動イベントを開催した実績があること。

2 企画提案書・見積書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式1・様式2に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

＜様式1＞ 企画提案書

1 企画案の内容等

仕様書で委託事業の内容を確認のうえ、下記の項目に沿って、企画内容を記載してください。

・提案内容の有効性及び実現可能性

(1) 「インターンシップに向けた企業展」の企画

- ・インターン学生等に向けたPR活動・広報戦略
- ・スケジュール等
- ・イベントの運営、会場の配置
- ・来場者への働いてもらい方改革PR手法

(2) 「高校生の日 岐阜会場」「高校生の日 東濃会場」の企画

- ・県内高校生及びその保護者に向けたPR活動、広報戦略
- ・スケジュール等
- ・イベントの運営、会場の配置
- ・来場者への働いてもらい方改革PR手法

(3) 「就職解禁日を控えた企業展」の企画

- ・新卒・転職者に向けたPR活動・広報戦略
- ・スケジュール等
- ・イベントの運営、会場の配置
- ・来場者への働いてもらい方改革PR手法

(4) 出展企業の運営支援

(5) サブタイトルの提案

(6) 独自提案

・事業を適正かつ確実に実施する能力

(1) 実施能力

(2) 業務実績

(3) 見積内容

(4) 社会的課題への取り組み

2 全体スケジュール等

事業実施におけるスケジュールを記載してください。

*メディア媒体への掲載を提案する場合は、企画案を確定すべき時期・原稿提出時期・校了時期などを必ず記載すること。

3 業務の実施体制

業務にあたる運営スタッフの人員体制、他機関との連携体制、事業実施責任者の資格・経験・能力等を具体的に記載してください。

4 提案者の経験・能力等

(1) 経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）

(2) 本事業に類する事業の実施実績

・事業を実施する上で、他の法人と比較した優位性（過去の類似事業実績、スタッフの実績等）があれば記載してください。

(3) 社会的課題への取り組み

<様式2> 見積書

- ・企画提案書で提案した内容は、すべて見積書に反映してください。
- ・行は必要に応じて追加・削除してください。
- ・列幅は必要に応じて調整してください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要領等の公表・配布	令和8年2月19日(木) ～ 令和8年3月13日(金)
② 募集要領等に関する質問受付	令和8年2月19日(木) ～ 令和8年3月6日(金)
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和8年2月19日(木) ～ 令和8年3月13日(金)
④ 企画提案書受付期間	令和8年2月19日(木) ～ 令和8年3月13日(金)
⑤ プロポーザル評価会議	令和8年3月23日(月) (予定)
⑥ 審査結果の通知・公表	令和8年3月下旬 (予定)

(2) 募集要領等の公表・配布

- ① 配布日時 **令和8年2月19日(木)～令和8年3月13日(金)まで**
午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日、振替休日を除く)
- ② 配布場所 募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。
https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1
※紙媒体での配布を希望の場合は、以下までお越してください。
岐阜県商工労働部産業人材課 人材確保係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階)
※県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課(産業人材課)を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。

(3) 募集要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間
令和8年2月19日(木)～令和8年3月6日(金)午後5時15分まで
- ② 質問書提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を産業人材課あてに郵送、FAX又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。
岐阜県商工労働部産業人材課 人材企画係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号)
FAX 058-278-2676
電子メールアドレス c11369@pref.gifu.lg.jp
- ③ 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県商工労働部産業人材課のホームページ上にて公開します。

(4) プロポーザル参加申込書の受付

①受付期間

令和8年2月19日(木)～令和8年3月13日(金)まで

午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日、振替休日を除く)

②提出書類

ア 参加申込書(別紙2)

イ 「第2 プロポーザルに係る事項 1 プロポーザル参加の要件」が確認できる書類(ただし、②から⑨までについては「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に搭載されている場合は、省略することができます。)

ウ 共同体構成員届出書(別紙3)(該当する場合のみ)

エ 共同体協定書(別紙4)(該当する場合のみ)

オ 共同体委任状(別紙5)(該当する場合のみ)

③提出部数 1部

④提出方法

- ・ 企画提案参加希望者は、参加申込書(別紙2)を産業人材課まで持参又は郵送(必着)により提出してください。
- ・ 持参する場合は、県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課(産業人材課)を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。
- ・ 郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、3月13日(金)午後5時15分までに必着としてください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間

令和8年2月19日(木)～令和8年3月13日(金)まで

午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日、振替休日を除く)

②提出書類

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<様式1>

別添「委託業務仕様書」を参考に提案してください。

イ 見積書・・・<様式2>

ウ 企業等に関する書類

(ア) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)

(イ) 法人等概要書・・・<様式3>

(ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表のいずれかを(可能な場合はどちらも)提出してください。

※共同体として応募する場合、上記ウの(ア)を除く書類は、すべての者の分を提出してください。

エ 誓約書・・・<様式4>

③提出部数

10部(正本1部、副本9部)

④提出方法

- ・ 産業人材課あてに持参又は郵送（必着）により提出してください。
- ・ 持参する場合は、県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課（産業人材課）を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。
- ・ 郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、3月13日（金）午後5時15分までに必着としてください。

⑤その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 本事業評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 募集要領に違反すると認められる場合
- ケ 委託費の上限額を超える見積額の提案をした場合
- コ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書を提出した後に辞退をする場合は、「働いてもらい方改革」企業展事業委託業務プロポーザル評価会議」開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を産業人材課に持参又は郵送により申し出てください。

オ 参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人等が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。

（7）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ③ 一般管理費を計上するにあたり、参加者の社内規程等により受託する事業等に係る一般管理費の割合について直近年度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定している場合（これより低いものとしている場合を含む。）は、当該割合を上限として計上してください。

（8）プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

岐阜県商工労働部産業人材課 人材企画係

（注意）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

第 3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「働いてもらい方改革」企業展委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、「働いてもらい方改革」企業展委託業務プロポーザル評価会議」における評価は、評価項目及び評価内容（別紙）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

① 開催時期・場所（予定）

令和 8 年 3 月 23 日（月）

※開催日時は、後日プロポーザル評価会議参加者に通知します。

②開催場所

岐阜県シンクタンク庁舎（岐阜市藪田南 5-14-12）

③企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション 20 分間

評価会議の構成員からの質疑 10 分間

④注意事項

- ・正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、参加者に通知します。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・プレゼンテーションを行う方は2名までとします。なお、事業を説明できる方であれば、事業担当者である必要はありません。
- ・プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。資料のみでプレゼンテーションを実施してください。
- ・指定の時刻に遅れた場合は、プレゼンテーションに参加することはできず評価対象としません。

3 評価項目及び評価内容

別紙「評価項目及び評価内容」のとおり

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

提出書類内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

- ・順位点は下表のとおり、基準点を超えた参加者で評価点の高い順から点を付します。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3点	2点	1点	0点

なお、評価点が同じである者が複数いる場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の合計点数を当該順位となった提案者の数で除して得られる点数とします。

2 複数順位点の合計が同じである者が生じた場合の取り扱い

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀候補者として選定します。なお、各評価会議構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

3 提案者が1者又ははない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

4 評価結果等の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額及び価格点を含む。提案者の名称は秘匿。た

だし、応募者が2者の場合には公表しません)

- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することもあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行うこととします。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

3 電子契約利用意向の確認及び契約締結用メールアドレスの確認

最優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。

電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出してください。

第6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 企画提案内容の遂行

受託者は、本仕様書及び企画提案書の内容に基づき、委託業務を遂行するものとする。

(2) 関係法令等の遵守

受託者は、職業安定法、労働基準法、労働関係調整法その他の関係法令を遵守すること。また、前記のとおり、本業務遂行の過程において、出展企業が大学生の就職解禁に関する申し合わせに違反することのないよう、企業の出展基準や出展概要及び受託者が企画運営する来場者向けイベントの内容又は構成について、あらかじめ県と協議の上、設定すること。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、県と協議のうえ、その一部を委託することができる。なお、委託先には、県内企業の選定に努めること。

(4) 個人情報保護

受託者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 知的財産権の取扱い

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、或いは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用に当たり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処する。

(7) 著作権等の取扱い

受託者は、別記2「著作権等取扱特記事項」及び別記3「権利関係特記事項」を遵守すること。

(8) 情報セキュリティ対策

受託者は、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記4「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(9) 業務内容の変更・中止等における取扱い

業務内容の変更・中止等における取扱いについては、県と協議すること。

(10) 第三者に対する損害賠償責任

受託者は、本業務を行うに当たり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

第8 その他

最優秀提案者が、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 (県庁10階)
岐阜県商工労働部産業人材課 人材企画係
TEL 058-272-8406 (直通)

058-272-1111 (内線3683)

FAX 058-278-2676

電子メールアドレス c11369@pref.gifu.lg.jp

「働いてもらい方改革」企業展委託業務 評価項目及び評価内容

各構成員は、以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を135点として採点する。なお、構成員の評価採点の合計が、6割以上であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容		評価基準点 (点)				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1 提案内容の有効性及び実現可能性 (105点)						
(1)「インターンシップに向けた企業展」の企画実施						
インターン学生等に向けたPR活動・広報戦略	・集客ターゲットに向けたPR活動・広報計画を立案しているか ・県内外のターゲットに十分遡及できる手法、媒体を選定しているか ※手法、媒体の選定理由とその効果を数値等で十分説明できるか	10	8	6	4	2
スケジュール等	・集客告知開始時期及びイベント開催時期は合理的なスケジュールか	5	4	3	2	1
イベントの運営、会場の配置	・開始・終了時間は、合理的な時間設定になっているか ・来場者が楽しみながら、また出展県内企業への理解や興味喚起に加え、将来像をイメージできるような企画になっているか ・会場内の複数企業ブースに周遊を促す動線になっているか ・スタッフの配置とスキルは十分か、またマニュアルは整備されるか	10	8	6	4	2
来場者への働いてもらい方改革PR手法	・出展者・参加者双方に、岐阜県が取り組む「働いてもらい方改革」が分かりやすく認知されるよう訴求・工夫がされているか	5	4	3	2	1
(2)「高校生の日 岐阜会場」「高校生の日 東濃会場」の企画実施						
県内高校生及びその保護者に向けたPR活動、広報戦略	・集客ターゲットに向けたPR活動・広報計画を立案しているか ※参加する高校生のほか、進路に大きな力を有する保護者に対しても興味喚起、来場に向けた動機付けに効果的な提案がされているか ・県内のターゲットに十分遡及できる手法、媒体を選定しているか ※手法、媒体の選定理由とその効果を数値等で十分説明できるか	5	4	3	2	1
スケジュール等	・集客告知開始時期及びイベント開催時期は合理的なスケジュールか	5	4	3	2	1
イベントの運営、会場の配置	・開始・終了時間は、合理的な時間設定であるか ・来場する高校生が楽しみながら、また、出展県内企業への理解や興味喚起に加え、将来像をイメージできるような企画となっているか ・会場内の複数企業ブースに周遊を促す動線になっているか ・スタッフの配置とスキルは十分か、またマニュアルは整備されるか	10	8	6	4	2
来場者への働いてもらい方改革PR手法	・出展者・参加者双方に、岐阜県が取り組む「働いてもらい方改革」が分かりやすく認知されるよう訴求・工夫がされているか	5	4	3	2	1
(3)「就職解禁日を控えた企業展」の企画実施						
新卒・転職者に向けたPR活動・広報戦略	・集客ターゲットに向けたPR活動・広報計画を立案しているか ・県内外のターゲットに十分遡及できる手法、媒体を選定しているか ※手法、媒体の選定理由とその効果を数値等で十分説明できるか	10	8	6	4	2
スケジュール等	・集客告知開始時期及びイベント開催時期は合理的なスケジュールか	5	4	3	2	1
イベントの運営、会場の配置	・開始・終了時間は、合理的な時間設定になっているか ・来場者が楽しみながら、また出展県内企業への理解や興味喚起に加え、将来像をイメージできるような企画になっているか ・会場内の複数企業ブースに周遊を促す動線になっているか ・スタッフの配置とスキルは十分か、またマニュアルは整備されるか	10	8	6	4	2
来場者への働いてもらい方改革PR手法	・出展者・参加者双方に、岐阜県が取り組む「働いてもらい方改革」が分かりやすく認知されるよう訴求・工夫がされているか	5	4	3	2	1
共通事項						
(4) 出展企業の運営支援	・出展企業向けセミナーやイベント当日の運営手法は、参加企業の魅力・集客力向上に有効な企画となっているか。	5	4	3	2	1
(5) サブタイトルの提案	・イベントサブタイトルは、「インターンシップに向けた企業展」、「就職解禁日を控えた企業展」がインパクトを与え十分伝わるものか	5	4	3	2	1
(6) 独自提案	・上記以外に、委託費の範囲内で、幅広い地域からの集客手法、事業の認知向上等に有効な独自提案・企画があるか。	10	8	6	4	2
2 事業を適正かつ確実に実施する能力 (30点)						
(1) 実施能力について	・十分な事業実施体制があり、業務遂行能力、危機管理能力の高い事業者であるか。 ・提案者の経営基盤が安定しているか。	10	8	6	4	2
(2) 業務実績について	・本事業に類する事業の実施実績から、受託能力があり、その知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分生かし、成果が出せることが期待できるか。	5	4	3	2	1
(3) 見積内容について	・事業費の積算は、提案された企画内容と整合し、低廉かつ合理的なものであるか。	10	8	6	4	2
(4) 社会的課題への取り組みについて	・「障がい者雇用」、「仕事と家庭の両立支援」、「若者の採用・育成」、「事業継続計画(BCP)の策定」、「パートナーシップ構築宣言登録・公表」といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	5	4	3	2	1
計		/ 135				